

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度（請負代金の45%相当額） 円

令和8年度（請負代金の55%相当額） 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度（請負代金の50%相当額） 円

令和8年度（請負代金の50%相当額） 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第2条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、読替後の会計年度の部分払金の額については、建築工事監理委託契約別記（以下、別記という。）第30条第4項及び第5項の規定にかかわらず、次に掲げる式により算出する。

部分払金の額 ≤ 業務委託料相当額 × 9 / 10

－（前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額）

－ {業務委託料相当額 －（前年度までの履行予定額 + 履行超過額）}

3 各会計年度において部分払を請求できる回数は、別記第30条第4項中「部分払を請求できる回数」とあるのは「各会計年度において部分払を請求できる回数」と、「業務委託料」とあるのは「各会計年度の支払限度額」と読み替えて、同項の規定を準用する。ただし、各会計年度末における部分払は読替後の別記第30条第4項の回数に含まないものとする。

4 前項の場合において、契約会計年度について部分払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替後の別記第30条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について部分払金の支払いを請求することはできない。この場合において、受注者は、契約会計年度の翌会計年度の当初に契約会計年度の業務委託料相当額について部分払金の支払いを請求することができる。